



幹本申 10号

『新幹線車両センター業務執行体制の見直しについて』に関する申し入れを提出!

JR東労組は、1月31日「新幹線車両センター業務執行体制の見直しについて」の提案を受け、組合員と疑問点などを議論してきました。今提案では、生産年齢人口の減少という社会背景のもと、新幹線車両の検査をサステナブルに行っていくため、新潟新幹線車両センターと長野新幹線車両センターの交番検査における作業工程や作業分担を見直すことが示されました。

しかし、今提案での交番検査の見直しにおいて、E7系の交番体制について新潟新幹線車両センターでは、15名から12名と変更となりますが、具体的な作業分担などが示されません。提案では「方向性については決まっているが詳細なところを微調整している」と考え方が示されましたが、トライアルを実施しているというものの、この業務執行体制の見直しがどのような過程で進められてきたのかに大きな疑問があります。

昨年実施した盛岡新幹線車両センターの業務執行体制の見直しでは、実施以降、超勤の発生や作業工程の新たな見直し、グループ会社との連携ミスなど発生しました。今回の施策においても、実施ありきでは職場に大きな負担を強いることとなります。職場の組合員の不安を解消し「安全・健康・ゆとり」を担保した業務執行体制としていかななくてはなりません。したがって、下記のとおり申し入れを行いました。



～要求項目～



1. 新潟新幹線車両センターにおいて、トライアルの内容と交番検査の作業分担を明らかにすること。
2. 業務執行体制の見直しにおいて、車両品質の向上と組合員・社員が成長できる根拠を明らかにすること。
3. 交番検査体制の見直し実施においては、マニュアル教育のみとせず実作業の見習い教育を行うこと。
4. 業務執行体制の見直しを実施するにあたって試行期間を設け、車両品質を維持・向上するための臨時修繕等に十分に対応できる体制・環境を整えた上で実施とすること。



「安全・健康・ゆとり」ある体制をつくらう!

